

## 第2編 豚の改良増殖事業の概要

### 第1章 戦前における豚の改良増殖事業

#### 1. 国の施設における種豚の増殖、配布

古くは明治4年（1871年）開拓使農場として函館に七重勧業試験場を開設し、豚の払下げ、貸与を開始したのが最初とされている。次いで明治5年（1872年）に政府は内藤新宿試験場を設立し、豚を飼育した記録があり、また明治8年（1875年）に設置された下総牧羊場で豚が飼育された記録はあるが、払下げ等の詳細は明かでない。明治33年（1900年）には七塚原種牛牧場が設立され、同年度に初めてイギリスよりバークシャー種およびヨークシャー種（大・中・小）22頭を輸入し、明治35年度（1902年）には千葉県より谷頭種を購入、さらに外国より種豚を購入して繁殖し、明治41年度に養豚事業を廃止するまでの間に生産頭数714頭、払下げ種豚数303頭に達した。

その後は主として畜産試験場がその業務を行うようになった。畜産試験場の母体は、明治39、40年は月寒種畜牧場付属種禽豚所、明治41年より大正4年までは月寒種畜牧場渋谷分場で、大正5年4月官制による正式の畜産試験場が設置されたが、それ以前に母体の機関に明治39年初めてイギリスよりバークシャー種およびヨークシャー種を輸入し、その後ほとんど毎年外国より種豚を輸入し、大正6年東京支場が廃止されるまでの間に105頭を輸入し、明治40年より種豚の払下げ業務が行われた。

畜産試験場北海道支場（旧月寒種畜牧場）では大正9年にイギリスよりヨークシャー種、大正10年にアメリカより大ヨークシャー種、大正11年にイギリスよりバークシャー種を輸入し、大正12年（1923年）同支場が廃止されるまでの間、種豚の払下げおよび余勢種付けを行っている。

また、明治43年（1910年）に設置された大分種牛所は大正5年（1916年）畜産試験場九州支場となったが、ここでは大正5年初めてイギリスよりバークシャー種と、中ヨークシャー種を輸入し、大正13年同支場が廃止されるまでの間に輸入した豚34頭、種豚の払下げ591頭に及んだ。

大正6年（1917年）1月畜産試験場東京支場が廃止され、畜産試験場（本場）は千葉県千葉

## 第2編 豚の改良増殖事業の概要

表 2.1 畜産試験場関係における種豚払下げの実績

| 場 所   | 年 次                          | 払下げ頭数<br>(合 計) |
|-------|------------------------------|----------------|
| 東京支場  | 明治 44 年 (1907)–大正 5 年 (1916) | 764 頭          |
| 北海道支場 | 大正 3 年 (1914)–大正 13 年 (1924) | 666            |
| 九州支場  | 大正 6 年 (1917)–大正 13 年 (1924) | 591            |
| 本 場   | 大正 6 年 (1917)–昭和 13 年 (1938) | 2,656          |

郡都村（昭和 12 年 2 月市制施行により千葉市矢作町と呼称変更、さらに昭和 31 年 2 月千葉市青葉町に変更）に移った。以後昭和 55 年（1980 年）筑波に移るまでの 63 年間、ここで畜産技術研究の業務が行われた。

畜産試験場では大正 9 年イギリスよりバークシャー種を、アメリカよりデュロック・ジャージー種（現在はデュロック種と呼称）を、大正 10 年イギリスより中ヨークシャー種を、大正 13 年アメリカよりポーランドチャイナ種を、大正 14 年イギリスより大ヨークシャー種を輸入したほか、昭和に入ってからも種豚の輸入を行い繁殖、配布、種付等を行い、また同時に畜産に関する試験研究も行ってきたが、大正 13 年より各支場の廃止に伴い、種豚の払下げ業務はすべて畜産試験場のみで行うこととなり、種豚の配布、種付け業務は昭和 13 年（1938 年）まで続けられた。

畜産試験場関係の種豚払下げの実績は、表 2.1 のとおりとなっている。

一方、政府は昭和 14 年時局の要請に応えて畜産増殖 5 カ年計画を樹立し、増殖施設の一環として農林省種鶏場において鶏に関する事業のほかに、豚および家兎を繋養して、その改良繁殖、配布事業を行うこととし、昭和 14 年 11 月種鶏場を種畜場に改め、青森、大宮、岡崎、肥後の各場において豚を繋養してその業務を開始したが、終戦後、畜産関係機関の整備統合によりこれら 4 場における豚の繋養は中止された。

## 2. 道府県種畜場における種豚の増殖、配布

道府県の施設において豚の改良増殖事業が開始されたのは明治 9 年（1876 年）北海道開拓使真駒内牧牛場（北海道庁種畜場の前身）で豚を繋養して開始したのが最初である。

明治 35 年（1920 年）政府は「道府県種畜場規程」を公布して、地方に適切な種畜供給機関の基準を示すとともにその設置を助成した。その結果、明治 44 年には 1 道 1 府 14 県の 19 カ所に種畜場が設置されたが、それらは主として牛馬を繋養する種畜場で、豚を繋養したのは北海道、石川、島根、岡山の 4 場のみであった。その後各県とも種畜場の必要性を認め、大正の終わりには 35 道府県に 48 場が設置され、そのうち 28 場に豚が繋養された。さらに昭和 10 年頃には全国各道府県に種畜場が設置され、当該地区における種畜供給機関としての役割を果たし

た。道府県種畜場においても種豚の輸入は、大正2年（1913年）北海道庁種畜場がイギリスよりヨークシャー種を輸入した記録があり、大正12、13年頃より昭和12年頃までに北海道、新潟、千葉、神奈川、愛知、兵庫、鹿児島県種畜場でイギリス、カナダから種豚（主としてヨークシャー種、バークシャー種で、北海道に少数の大ヨークシャー種）を輸入し、改良増殖につとめたが、第2次世界大戦勃発とともに中断した。

### 3. 民間施設における種豚の増殖、配布

明治の末葉から第2次世界大戦前（昭和12年頃）に至る間、国および地方の種畜供給機関から輸入豚を基礎とした種豚の払下げが行われ、わが国の豚の改良増殖に寄与したことは上記のとおりであるが、それ以外に、民間の先進的種畜供給機関で改良繁殖された優秀な種豚が分譲され、わが国の豚の改良増殖に多大の貢献をもたらしたことも特記しなければならない。その代表的なものは子安農園と末広農場である。

#### 1) 子安農園

子安農園は大正2年（1913年）横浜ホテル等の残滓を利用して種豚の飼育を計画し、神奈川県橋本郡旭村に建設工事を起こし、大正3年（1914年）3月に開園した。同年4月イギリスよりヨークシャー種、翌年バークシャー種を輸入し、ひき続き両品種を輸入し、大正12年までの約10年間に種豚50頭を輸入、払下げした種豚は約3,000頭にのぼり、全国各地で好評を得た。大正8年立川分園を開園したが大正9年に廃止し、大正10年に立川養豚場と改称し、ひき続き種豚の生産配布を行ってきた。大正3年より昭和13年に至る約20年間に同場がイギリスより輸入した原種豚は約100頭、配布した種豚は約8,000頭に達し、わが国の豚の改良増殖に大きな足跡を残した。なお、同場は専門誌「家畜」を発行し、養豚知識の普及啓蒙にも寄与した。昭和16年神奈川県高座郡大和村に移転し、第2次世界大戦終了後までその業務を継続した。

#### 2) 末広農場

末広農場は千葉県三里塚の一角、印旛郡富里村（現成田空港の近く）に位置し、明治末期に岩崎正弥が宮内省下総御料牧場の一部民間払下げを受け、末広の地形に因み末広農場と呼称し、ここに養豚場を設立したことに始まる。設立以来イギリスよりヨークシャー種、バークシャー種を輸入繋養し、種豚の生産配布を行い、また場内に肉加工場を持ち豚肉の加工も行った。払下げ種豚はわが国の豚の改良増殖に貢献し、第2次世界大戦終了後、千葉県畜産試験場に移管されるまでこの事業が続けられた。

### 4. 種牡（雄）豚検査

豚の改良増殖上重要な役割を担う種雄（牡）豚に対して検査規則を設け、検査を受けた種雄

豚でなければ種付に供用できないとする規則は、鹿児島県が明治40年（1907年）に制定したのが最初である。次いで大正7年（1918年）から大正15年（1926年）に至る間に8県（茨城、埼玉、千葉、静岡、愛知、鳥取、宮崎、沖縄）においてこの規則が制定されている。検査合格の標準は、県によって若干の違いはあるが、大体 1) 血統純良なこと 2) 体格強健で性質善良なこと 3) 生後満10カ月以上であること、などとなっている。

その後、上記9県以外の県でも「種牡豚検査規則」、「種牡豚取締規則」を設けているが昭和12年（1937年）の農林省畜産局の調査によると、「種牡豚検査規則」を設けたところは1府14県、「種牡豚取締規則」を設けたところは3県であった。しかし、これらの規則は戦後、種畜法（昭和23年）による種畜検査制度に切り替えられた。

## 5. 豚の共進会、博覧会など

### 1) 県および都市町村の共進会

県規模の豚共進会がいつ頃から行われたかについては、古くから養豚の盛んであった鹿児島、神奈川両県において次のような記録がある。

（1）鹿児島県において、明治43年（1910年）東南方村（現枕崎市）養豚信用販売購買利用組合が設立され、初めて種豚、肉豚の品評会が行われた。その後毎年1回行われたという記録がある（永田文吉氏）。

（2）神奈川県では、明治43年（1910年）平塚農学校で第1回養豚共進会を開催したのが始まりであり、その後高座郡農会主催の豚共進会が大正2～3年頃から毎年郡の南部と北部の家畜市場で交互に開かれ、種豚が115頭も出品されたことがあった（北本弥三郎氏）。

（3）大正4年（1915年）畜産組合法の公布によって町村を単位とする養豚組合が設立され、組合主催による豚共進会が開催された。

また、大正8年（1919年）畜産奨励規則が公布されてから各府県における共進会が盛んに行われるようになった。

### 2) 府県連合の共進会

（1）中国6県連合畜産共進会は、わが国で最も古い歴史をもつ連合共進会で、豚の出品は明治35年（1902年）岡山県において開催された第2回以後、第7、8および14回を除き第18回まで種豚が出品されている。

（2）九州連合畜産共進会に豚が出品されたのは、明治43年（1910年）の第13回九州沖縄8県連合共進会であった。大正2年（1913年）に第1回が開催された九州連合畜産共進会では18回まですべて豚が出品されている。

（3）四国連合畜産共進会では、第1回（昭和3年、香川県高松市）、第3回（昭和9年、愛

媛県松山市)にいすれも豚が出品されている(第2回、昭和6年、徳島市には豚の出品がなかった)。

### 3) 全国規模の共進会、博覧会

(1) 大正3年(1914年)3月20日から7月31日まで東京、上野公園で開催された「東京大正博覧会」に東京府8頭、神奈川県3頭、茨城県2頭、千葉県10頭、合計23頭の豚が出品された。全国規模の博覧会または共進会に豚が出品されたのは、これが初めてであろうといわれている。

(2) 大正10年(1921年)4月30日から5月9日まで中央畜産会の主催により東京市本所区、旧陸軍被服廠跡において開催された「畜産博覧会」に種豚53頭(ヨークシャー種雄8頭、雌39頭、バークシャー種雄3頭、雌3頭)が1府9県から出品された。また、肉豚はヨークシャー種雄5頭、去勢5頭、バークシャー種雄7頭、去勢13頭、計30頭で1府8県から出品された。

審査長は中川庄司、種豚審査官は八鍬儀七郎、久保健麿、山田勝一、松川潔の諸氏、審査員は衣川義雄、川上三男の諸氏であり、肉豚審査官は池上幸健、市川清水、飯田吉英の諸氏、審査員は矢部辰之助、和久山善一、沼田績、岡林茂実の諸氏であった。審査は、種豚については個体審査、比較審査が行われ、肉豚については生体審査、屠体審査が行われた後販売されている。

(3) 大正11年(1922年)東京市の主催で東京・上野公園を中心として「平和博覧会」が開催され、30頭ぐらいの種豚が出品された。審査員は岩住良治、飯田吉英、松川潔の諸氏であった。(北本弥三郎氏の話)。

(4) 昭和10年(1935年)12月12日から17日まで東京市芝浦、東京市営家畜市場において、中央畜産会主催の「全国肉用畜産博覧会」が開催され、28地域から肉豚93頭が出品された。大部分がヨークシャー種で、一部バークシャー種および雑種となっており、出品頭数の3分の2は雌、他は去勢であった。

審査長は釘本昌二、肉豚審査官は羽部義孝、中原重樹、長尾秋雄、橋本平九郎、枠田精一、押谷七郎、石橋政太郎の諸氏であった。

## 6. 種豚登録事業の初期段階

わが国で豚の登録が全国的組織のもとに実施されたのは昭和17年(1942年)帝国畜産会によってであるが、それ以前においても国、県および民間においてかなり古くから種豚の血統証明書が発行されていた。

### 1) 血統証明書発行時代

国の施設においては、明治33年（1900年）農商務省七塚原種牛牧場が開設され、欧米より種豚を輸入し、これを払下げる際に血統証が交付されており、明治38年3月制定の種牛牧場払下規程にその旨明記されている。また、明治41年種畜種禽所が渋谷分場となり、欧州より輸入したヨークシャー種、バークシャー種を増殖して国内に払下げるに当って血統証明書の発行と、種豚の個体標識のために耳に入墨と耳標の装着が行われた。

県の施設においては、明治34年（1901年）鹿児島県農事試験場が血統証明書を発行しており、大正8年（1919年）神奈川県では県有種豚と払下げ豚に血統証とともに耳標をつける規則を設けて実施している。

民間の施設としては、東京の渋谷村にあった岩谷天狗の養豚場が明治36年（1903年）帝国養豚奨励会と称して血統証明書を発行していた。また明治42年には埼玉県畜産会が種豚血統証交付規程を設けており、大正3年（1914年）に開場した子安農園からは血統証付きの優良種豚が分譲され、豚の改良増殖に貢献した。

## 2) 神奈川県における種豚登録事業の開始

昭和15年（1940年）神奈川県において、「神奈川県豚登録規程」による種豚の登録事業が開始された。ヨークシャー種、バークシャー種の2品種を対象とし、登録は本登録、補助登録（現在の子豚登記）の2種類で、体格審査によって得点70点以上のものを登録する内容のもので、当時としては進歩的なものであった。また、これが全国的な種豚登録事業開始の促進に影響を及ぼしたと思われる。

## 3) 全国的種豚登録事業の開始

昭和16年（1941年）2月27日、わが国における種豚の登録実施方法を協議するための第1回豚登録審議会が旧帝国畜産会（会長 河野一郎）によって開催された。審議会委員は次の諸氏であった。

田口教一、釘本昌二、伊藤祐之、土屋 修、羽部義孝、佐々木清綱、木村和誠、久保健麿、成松静雄、加藤純之輔、小串清二、牧野亮一、高橋一夫、北本弥三郎

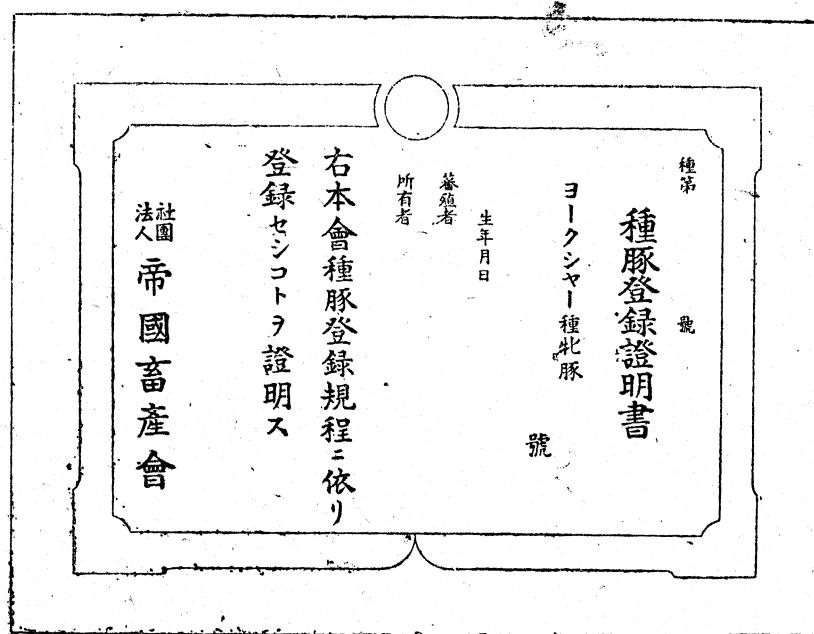
そして、第5回の審議会（昭和17年6月13日）において種豚登録事業の基本となる「種豚登録規程」が決定された。

この時点での登録の対象はヨークシャー種とバークシャー種の2品種であり、登録の方法は閉鎖式で、登録の種類は種豚登録と高等登録の2つとなっている。順序として、子豚登記によって血統を明確にし、種豚登録には体格審査標準によって審査を行い、得点70点以上が必要条件とされた（図2.1、種豚登録證明書）。さらに高等登録には、繁殖育成能力を検定し、一定水準以上のものであることと規定された。

繁殖育成能力の検定（産子検定）の内容は、雌豚については、14カ月以上に達して分娩した

第三號離形（表面）

(備考)大サ横一尺幅七寸半金色模様綠色



(裏面)

紙質局紙枠内  
紋章中  
地色淡  
樺色ニシテ  
會名ヲ透ス  
中央赤色ニシテ  
文字金色  
號枠外  
打抜部  
上部  
ク  
番

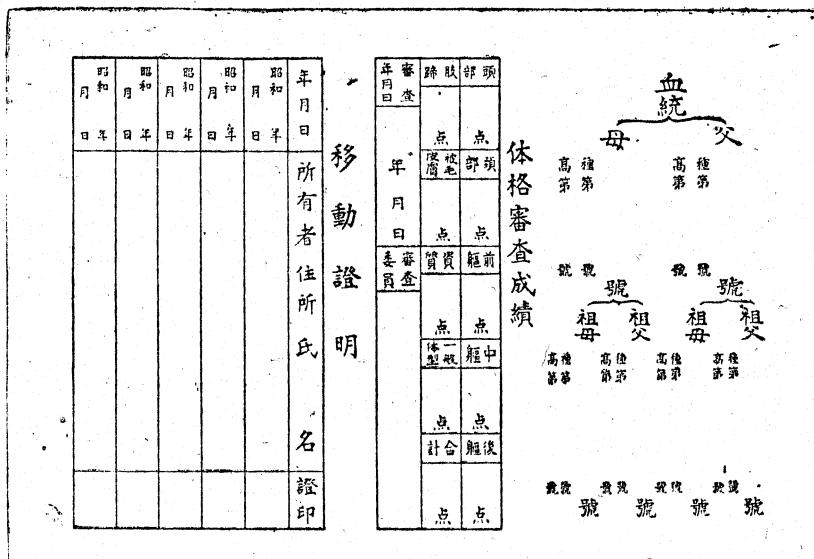


図 2.1 旧帝国畜産会の種豚登録證明書（昭和17年）

## 第2編 豚の改良増殖事業の概要

子豚を生後 30 日間検定することとし、分娩時における子豚頭数は、初産ではヨークシャー種 8 頭、バークシャー種 6 頭、2 産以降ではヨークシャー種 9 頭、バークシャー種 7 頭となっており、採点基準は育成頭数、子豚総体重、発育の齊度の 3 項目によって採点し、得点 9 点以上を合格としている。種雄豚については、3 頭以上の異なった雌豚より生産された娘豚中に 10 頭以上の高等登録豚を有するものとなっており、現行の規程も大体この考え方を踏襲している。

そして、この「種豚登録規程」によって昭和 17 年（1942 年）11 月 1 日より全国的な種豚登録事業が開始された。一方、農業団体の統廃合により帝国畜産会も昭和 18 年に中央農業会となり、さらに昭和 20 年には戦時農業団、続いて全国農業会に改変されるに伴って登録事業の主体も名称が変り、終戦を迎えた。この間の年間種豚登録頭数は、昭和 18 年度には 3,195 頭、昭和 19、20 年度には 153 頭、154 頭、高等登録は年間 2~4 頭に過ぎなかったが、全国養豚関係者の種豚登録に対する認識は徐々に高まった。しかし終戦後、全国農業会は解散となり、種豚登録事業は新たに設立された日本畜産協会（会長 岸良一）に引き継がれた。